

令和3年8月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和3年8月3日(火)
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎9階議会第8会議室
- 3 開会時刻 9時34分
- 4 閉会時刻 12時05分

- 5 出席した教育長及び委員
桐谷 次郎 教育長
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)
河野 真理子 委員(第二教育長職務代理者)
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員

- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
教育監 岡野 親
副局長 落合 嘉朗
総務室長 篠田 寛
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 宮村 進一
生涯学習部長 高梨 信行
企画調整担当課長 市川 秀樹
管理担当課長 星 孝樹
行政課長 松西 孝子
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
インクルーシブ教育推進課長 林 麻佐美
参事兼高校教育課長 増田 年克
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 古島 そのえ
特別支援教育課長 萩庭 圭子
生涯学習課長 河田 貴子
文化遺産課長 菅原 一郎

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 8 月定例会 会議日程

日時 令和 3 年 8 月 3 日 (火)
9 時 30 分から
場所 神奈川県庁新庁舎 9 階
議会第 8 会議室

1 議事

日程第 1

- | | |
|------------|---|
| 定教第 15 号議案 | 令和 4 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書
の採択について |
| 定教第 16 号議案 | 令和 4 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用
教科用図書の採択について |
| 定教第 17 号議案 | 令和 4 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書
の採択について |
| 定教第 18 号議案 | 神奈川県指定重要文化財の指定について |
| 定教第 19 号議案 | 人事案件について |
| 定教第 20 号議案 | 人事案件について |
| 定教第 21 号議案 | 人事案件について |

日程第 2

- | | |
|--------|--|
| 報第 5 号 | 令和 3 年度神奈川県教育委員会表彰（優良 P T A 神奈川県教
育委員会表彰）について |
|--------|--|

日程第 3

- | | |
|---------|--|
| 請願第 4 号 | 「2022 年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時
制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制
で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備を
もとめる請願」について |
|---------|--|

2 協議・報告事項

- | | |
|------|-----------------------------|
| 報告 1 | 令和 2 年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について |
| 報告 2 | 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について |

教育委員会 8月定例会 会議録

教育長 ただいまから、教育委員会 8月定例会を開会します。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
では、会議録署名委員に河野委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

河野委員 (了解)

教育長 議題の審議に入る前に、一言、発言をさせていただきたいと思います。
昨日、速報ということで、委員の皆様にもご連絡をさせていただきましたが、昨日、平塚市内の県立高校の臨時的任用職員が強制わいせつの容疑で逮捕されました。現在のところ、県教育委員会として事案の詳細を把握できておりませんが、極めて遺憾と思っております。今後、事実関係を速やかに把握するとともに、わいせつ事案への対応をこれまでも進めてまいりましたが、更に強化していく必要があると認識しております。また、逐次、状況についてはご報告をさせていただきます。

それでは、本日の議題といたしまして、日程第1として「令和4年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択について」ほか6件の付議案件がございます。

また、日程第2として「令和3年度神奈川県教育委員会表彰（優良PTA神奈川県教育委員会表彰）について」の報告案件がございます。

さらに、日程第3として「「2022年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」の請願がございます。

その他に、協議・報告事項として「令和2年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について」ほか1件の報告がございます。

お諮りします。本日の日程のうち、日程第1の定教第19号議案から定教第21号議案までの各議案は、人事に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び神奈川県教育委員会会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議をすることとし、先に公開の案件に入りたいと思います。
それでは、はじめに進行の関係から、日程第3の請願第4号に入ります。

請願第4号

「2022年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について

陳述者 保永博行

説明者 増田高校教育課長

教育長

請願第4号につきましては、請願者から事情の陳述の希望がありました。陳述時間について、会議規則第39条第1項で「教育長の許可する時間内において、請願に関して事情を述べることができる」と定められております。つきましては、陳述時間を従来どおり5分以内で認めるとともに、説明資料の配付のご希望等がある場合は、これを認めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員

異議なし。

教育長

ご異議がないものと認め、そのように決しました。

それでは陳述者を席の方にご案内してください。

事情の陳述の前に確認をさせてください。請願第4号を提出し、陳述を希望されている保永博行さんでよろしいですか。

陳述者

はい、そうです。

教育長

それでは、これから事情の陳述をお聞きしますので、5分以内でお願いしたいと思います。こちらに残り時間が表示されますので、適宜確認をしながらということで、よろしく申し上げます。

それでは、請願第4号「「2022年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」です。どうぞお話しください。

陳述者

「かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会」の保永博行です。今日は説明資料、A4裏表のものをお配りしましたので、それに基づいて説明させていただきます。まず、請願事項は実は8点あるわけですが、ここでは、時間がないので、簡単に3点について申し上げます。

まず、この93.5%の高校進学率、これを是非達成していただきたいということが、まず第1です。1999年の前回の高校再編計画で、これは県民に確約した計画進学率なのです。それから近県でも、千葉県とか埼玉県とか、大体この進学率を達成しているわけです。ですから、神奈川だけが90%辺りで低迷しているというのは、極めて異常

だというふうに思います。是非、それをお願いしたい。

それから、2番目として、まず少人数学級を是非やっていただきたい。これは募集計画に直接関係しないと思われるかもしれませんが、実は93.5%を達成しながら、少人数学級を実現するというのは、校舎、施設の関係とかも必ず出てくるわけです。ですから、その中でも特に全日制高校では、養護学校、特別支援学校の分教室とかが20か所もあったり、こうやって制約がかなりあります。ですから、そういう中でやるには、かなりの工夫が必要だと思います。準備をしないと。今、小学校から35人学級が始まっております。これは、すぐに高校もやらなければいけない。それをもう達成している県もあります。計画を始めている県もあります。是非お願いしたいと思います。

そのためにも、3点目として、現在、高校統廃合をやっている、今回の実施計画では8校がもうなくなっているのです。減らされているわけです。これ以上減らしたら、35人学級もできない。もう現実的に不可能になると思います。学校というのは、クラス規模の問題もありますが、学校規模の問題もあります。学校が2,000人、3,000人というふうな大規模な学校では、一人ひとりの生徒を大切にみるということができません。やはり、OECD諸国では大体、学校は600人以下。学校規模です。小・中・高を含めて600人以下が望ましいというふうに言っております。私はもう今引退しておりますが、教員を40年やりました。その中で、全日制高校で48人学級を経験しております。また、定時制高校では30人学級、15人学級、それから6人学級とかも経験しております。その中でやはり定時制での20人以下の学級、15人になると教育のレベルが変わります。やはり教育というのは、人間関係が基になっているわけです。教員対生徒の人間関係、その信頼関係がベースになって、教育ができる。そのためには、やはり生徒一人ひとりをきちんと見られる、そういう環境づくりが必要だと思います。現在では、OECD諸国では小学校15人、中学校も25人以下、高校も25人以下、それが大体標準ということで、それを目指して大体整備が進んでいます。日本だけが30年間全く変わらない状況が続いており、是非この神奈川から教育を変えていく、これを始めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいま陳述をいただきました。また、説明資料ということで新たな資料もいただいています。各委員の皆様方から、陳述者に確認をする内容等はございますか。特によろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

陳述者 ありがとうございます。

教育長 ただいま陳述をいただきましたが、事務局から、請願第4号で事前に提出されている請願内容について、補足説明はありますか。

高校教育課長 本件の請願ですが、教育委員会教育長宛ということですが。請願項目として、1から8までありますが【請願項目】4の後半部分「私立の募集定員を策定すること。」及び【請願項目】5の、私立高校生徒への学費補助制度の改善を図ることについては、知事が所管する事項ですので、所管の部局に趣旨を伝えています。教育委員会におい

て審議すべき請願は【請願項目】 1 から 4 の公立高校に係る部分及び 6 から 8 であることを、請願者には口頭で確認をさせていただいております。請願の趣旨は記載のとおり、子どもたちが希望する公私立全日制、定時制、通信制高校を選択できるようにということですが、現在、入学定員計画については、公私立高等学校協議会において協議が進められているところです。補足については、以上です。

教育長 今の事務局説明について、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。
それでは、請願第 4 号の取扱いについてですが、私の方から提案をさせていただきます。今回、ポイントを絞った形で事情を陳述いただき、またそれに係る資料も配付いただいております。陳述いただいた内容、それから配付をいただいた資料について確認の上、慎重に審議ということにさせていただければと思っておりますので、継続審議としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 よろしいでしょうか。それでは資料等、委員の皆様方にお読みいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、ご異議がないものと認め、請願第 4 号につきましては、継続審議といたします。
それでは会議規則第 22 条の 2 の規定により、これからの進行については、下城委員にお願ひいたします。

下城委員 では次に、日程第 1 の定教第 15 号議案に移ります。

定教第 15 号議案 令和 4 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択について

説明者 古島子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 それでは、定教第 15 号議案「令和 4 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択について」ご説明いたします。はじめに、第 15 号議案の次の定教第 15 号・16 号議案関係をご覧ください。

1 ページは、本年 4 月 8 日に、神奈川県教育委員会教育長から神奈川県教科用図書選定審議会会長に諮問した諮問事項です。このうち(1)から(6)については、これまで 2 回の選定審議会でご審議いただき、その答申に基づき、教育委員会 4 月臨時会及び 6 月定例会にて提案、議決後、各市町村教育委員会等へ通知済みです。本日も審議いただくのは、諮問事項「(7) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」です。

1 枚おめくりいただき、2 ページをご覧ください。7 月 14 日の神奈川県教科用図書

選定審議会第3回にて審議を行い、20日に答申を受けました。最下段にある答申内容のうち、県立特別支援学校の小学部及び中学部については、この後の第16号議案で、この定教第15号議案では、県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書について提案するものです。

それでは3ページをご覧ください。下段の「2 中学校社会科教科用図書（歴史的分野）の新たな発行に伴う対応について」です。令和3年度は基本的に前年度と同一の教科用図書を採択することとなっていますが、令和3年3月30日付け通知「令和4年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」により、①令和元年度の教科書検定で不合格となった自由社の中学校社会科教科用図書（歴史的分野）「新しい歴史教科書」が令和2年度に再申請を行ったこと、②当該教科用図書が検定に合格し、中学校社会（歴史的分野）については、自由社を含めた全発行者について、令和3年度に採択替えを行うことが可能となったこと、が示されました。

4ページをご覧ください。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項により、公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については「学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うもの」となっています。

6ページをご覧ください。4月の臨時会で議決された「令和4年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針」です。採択に当たっては、中高一貫教育の特色を踏まえ、十分に調査研究を行い、採択に当たること、文部科学大臣が作成する教科書目録から、地域、学校、生徒などの特性を十分考慮して採択すること、公正の確保に留意すること、としております。

7ページをご覧ください。この採択手続要領により、神奈川県立中等教育学校の前期課程の令和4年度使用教科用図書は、各学校長の申出に基づき、神奈川県教科用図書選定審議会の意見を聞いたうえで、神奈川県教育委員会が採択すること、となっております。

それでは定教第15号議案をご覧ください。7月14日の神奈川県教科用図書選定審議会では、両学校長からの申出についてご審議をいただき、希望教科用図書選定一覧を承認し、会長から答申されました。この答申に基づき採択いたしたく提案するものでございます。

1枚おめくりください。1ページは平塚中等教育学校の採択教科用図書一覧（案）、2ページが相模原中等教育学校の採択教科用図書一覧（案）です。それでは、各校における審議経過や選定理由等をご説明します。

定教第15号・16号議案関係の資料にお戻りいただき、11ページをご覧ください。平塚中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。「審議経過」に記載のとおり、5月25日から6月25日において教科書選定に係る協議を行っていません。その際、令和3年度は、令和2年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことから、各教科の指導計画や指導方法の更なる改善に生かしていくため、種目ごとに、各教科担当が昨年度の選定理由や選定した教科用図書の特色等を改めて共有しました。ただし、社会（歴史的分野）については、今年度新たに発行されることとなった1者に加え、県教育委員会作成の調査研究資料を活用しながら、全8者の調査研

究を行い、採択希望教科用図書を選定しております。

それでは、今年度新たに一者が加わった社会（歴史的分野）の選定結果と選定理由についてご説明いたします。23ページをご覧ください。平塚中等教育学校では、日本文教出版株式会社の「中学社会 歴史的分野」を希望教科書としています。選定に当たっては、まず、中段にあるように、全8者の教科書について比較・検討し、「「課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮」に関して、災害等、未来へ向け課題を解決していく内容の資料が掲載されている」等の理由から3者に絞りました。24ページをご覧ください。さらに再度、3者の中の教科書を比較・検討し、「「主体的・対話的で深い学びに向けた学習活動に資する工夫や配慮」に関して、『学習課題』を提示し、『見方・考え方』『深めよう』では、学習課題への理解を深める問いが掲載され、また、『時系列』『推移』『比較』『つながり』をキーワードとした『見方・考え方』が掲載されている」など、題材や資料等が、生徒の学習に最も適していると判断したという理由から、当該教科書が採択希望教科用図書として挙げられています。以上が、平塚中等教育学校の検討の結果と選定理由になります。

続いて、相模原中等教育学校について、75ページをご覧ください。「審議経過」にあるように、6月8日から6月22日において教科書選定に係る協議を行いました。審議経過の内容は、平塚中等教育学校と同様です。

それでは、87ページをご覧ください。今年度、新たに1者が加わった社会（歴史的分野）の選定結果と選定理由について説明します。相模原中等教育学校では、日本文教出版株式会社の「中学社会 歴史的分野」を希望教科書としています。選定に当たっては、まず中段にあるように、全8者の教科書について比較・検討し、「「生きて働く知識・技能を習得するための工夫や配慮」に関して、学習内容の時期を着色した年表が掲載されている」等の理由から3者に絞りました。88ページをご覧ください。さらに、再度3者の中の教科書を比較・検討し「「社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか」に関して、社会的事象を時期や内容、立場を変え表にまとめる作業や、各時代の特色や出来事についての表現活動が『学習の整理と活用』『アクティビティ』に掲載されている」など、題材や資料等が、生徒の学習に最も適していると判断したという理由から、当該教科書が採択希望教科用図書として挙げられています。以上が、相模原中等教育学校の検討の結果と選定理由になります。

最後に141ページをご覧ください。現行の使用教科用図書と今回採択希望の教科用図書の比較表です。両校とも中学社会（歴史的分野）については、昨年度と同様の発行者を選定したため、昨年度と変更がありません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員

何かご質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。最初に中等教育学校の教科書採択ということで、採択替えを含めてということですか。

それでは、ご質問がなければ採決について教育長にお願いします。

教育長

それでは、ただいまの定教第15号議案につきまして、原案のとおり決することでご

異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
それでは引き続き、下城委員よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、次に定教第16号議案に移ります。

定教第16号議案 令和4年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書の採択について

説明者 萩庭特別支援教育課長

特別支援教育課長 青いインデックス、定教第16号議案をご覧ください。本議案は、県立特別支援学校小学部及び中学部で、令和4年度に使用する教科用図書の採択につきまして、ご審議をお願いするものでございます。

審議の前に、3点ご説明いたします。まず一つ目は教科用図書について、二つ目に事務スケジュールについて、三つ目として一般図書の調査結果について、以上3点です。

青いインデックス、定教第16・17号議案関係の1ページ目をご覧ください。教科用図書とは、四角囲みにありますとおり、学校教育法第34条第1項及び附則第9条に規定する教科用図書をいいます。四角囲みの下にある一つ目の※（米印）、第34条第1項では、文部科学大臣の検定を経た教科用図書である検定教科書と、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書である著作教科書を使用することとし、二つ目の※（米印）附則第9条では、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができるとなっております。

1枚おめくりいただき、裏面2ページ目をご覧ください。「令和4年度使用教科用図書関係事務スケジュール」です。上段が【小学部・中学部】です。4月8日に行われた教科用図書選定審議会に諮問した事項については、先にご審議いただいた定教第15号議案でご説明したとおりです。4月27日の教育委員会4月臨時会で、教科用図書採択方針などを決定し、この表のスケジュールに沿って進めてきました。そして7月14日に行われた教科用図書選定審議会の答申についても、先にご審議いただいた定教第15号議案でご説明したとおりです。

続いて、一般図書の調査研究についてご説明します。青いインデックス、＜参考＞をご覧ください。＜参考＞の表紙をおめくりいただき、裏面をご覧ください。「調査研究資料の見方」について記載しています。見方のページ、上段の説明にあるように、本資料は一般図書を選定するにあたり、各特別支援学校より参加した教員メンバーに

より調査研究したものです。教科用図書として使用するにあたり、想定される学部、教科、学習指導要領との関連、図書の特徴をまとめています。各校がこの資料を参考にして調査研究を十分に行い、特別支援教育課に採択希望教科用図書として提出することになります。

それでは、青いインデックス、定教第16号議案をご覧ください。1枚おめくりいただくと「令和4年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部 採択教科用図書一覧（案）」です。もう1枚おめくりいただき「目次」をご覧ください。特別支援学校には五つの教育部門、視覚障害教育部門、聴覚障害教育部門、知的障害教育部門、肢体不自由教育部門、病弱教育部門があります。【文部科学省検定・著作教科書】では「1 視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障がいのある児童・生徒用」「4 各部門共通」に分けて掲載しています。その下に示している「一般図書」では「1 視覚障害教育部門」と各部門共通で「2 知的障がいのある児童・生徒用」として使用する図書を掲載しています。

では1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。【文部科学省検定・著作教科書】です。はじめに「1 視覚障害教育部門」についてご説明します。県立特別支援学校の視覚障害教育部門では、障がいの程度に応じて通常の検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。主には、平塚盲学校、相模原中央支援学校の視覚障害教育部門の児童・生徒が対象であり、通常の検定教科書を使用する児童・生徒や、拡大教科書や点字本を使用する児童・生徒も同じ教室で共に学んでいることから、いずれの教科書においても内容が同様となるよう、点字本の原典となる出版者の検定教科書や拡大教科書を使用しています。なお、点字本の原典である教科書は、各教科1種類なので、複数の中から選ぶことはできません。表の見方についてご説明します。「小学部」通番の1をご覧ください。発行者略称に「光村 [ライト]」、図書名に「国語シリーズ」、教科に「国語」、備考に「墨字、拡大、[点字]」とあります。これは光村図書出版株式会社の「国語 シリーズ」の墨字版、拡大図書版、点字版を表しており、点字版については「日本ライトハウス」が出版しているものであるということを示しています。

1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」です。聴覚障害教育部門の教科用図書については、主に平塚ろう学校、相模原中央支援学校の聴覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。国語の授業では「国語」「書写」に加えて、一番下にある「言語指導」の教科書を採択できます。特別支援学校学習指導要領には、この「言語指導」について、「聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては、体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句について、的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること」と、その重要性が示されています。

1枚おめくりいただき、5ページをご覧ください。「3 知的障がいのある児童・生徒用」です。ここで示されている教科用図書は、文部科学省が作成しております著作教科書のうち、知的障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた教科用図書で、通称「星本」と呼ばれています。知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科は、学年ではなく、段階別に示しています。小学部

は3段階、中学部は2段階に示されており、「星本」はこの段階に応じて、星の数一つから五つで示されていて、国語、算数・数学、音楽の3教科があります。

次に「4 各部門共通」についてですが、各部門とも知的障がいのない児童・生徒は、小学校及び中学校と同じように検定教科書を使用します。児童・生徒が地域の学校との交流などでも使用できるよう、盲学校、ろう学校等以外は、原則として各特別支援学校が所在する地区が採択する教科書と同じ発行者の教科書を採択していますので、このような表記となっています。

1枚おめくりいただき、6ページをご覧ください。6ページからは【一般図書】です。「1 視覚障害教育部門」では、音楽や家庭科、保健などの図書は、検定教科書を原典としておりますが、教科の特性により、点字にする上での表記やレイアウトが検定教科書と異なるため、一般図書として扱っています。

次の7ページから24ページまで、こちらは「2 知的障がいのある児童・生徒用」の一般図書です。各校が調査研究を行うための資料として作成した500冊のリストと、別途学校より希望のあった2冊を加えて、502冊として採択一覧（案）としています。以上が、採択をお願いする教科用図書一覧（案）です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

下城委員 それでは、何かご質問がありましたらお願いします。

笠原委員 毎年伺うことなのですが、一般図書で特徴的な教科書は特にはないですか。カード類であるとか、いろいろ今まで議論されてきていると思うのですが、特段通常と変わったものはなく、傾向的に昨年度とほぼ同様という。

特別支援教育課長 特段、一般図書として変わったことはなく、児童・生徒の実態に則したものであるということで、学校から希望が挙がってきたものです。

下城委員 他によろしいでしょうか。

教育長 一般図書の使いやすさ、現場の先生たちがいろいろとその中で議論して選ばれているということですが、いわゆる現場感覚としての一般図書の使いやすさというのはどこにあるのですか。どの辺が先生たちの選ぶ基準になるのか。

特別支援教育課長 今502冊がリストに挙がっていますが、それぞれ絵であるとか、使い勝手であるとか、いろいろな使い方ができるというところで、児童・生徒の実態というのは本当に様々なので、その子に何を学ばせようかというところを、この500冊の中から選ぶことができるというのが一般図書の良さであり、それを先生方が協議会に意見を持ち寄ってこのリストを作っているところから、いろいろな障がいの子どもたちに合わせた本を選択できることが一般図書の良さなのかなと思っています。

教育長 分かりました。

下城委員　　私は横浜国立大学教育学部で教えています。横浜国立大学の附属学校、それから久里浜に筑波大学の附属養護学校がありますよね。教育実習の関係、委員もやっていたりして、いくつも見に行かせていただいたことがあります。今、教育長からご質問あったように、子どもたち一人ひとりみんな違いますよね。男の子、女の子、学年、全員みんなそれぞれ違う個性を持っている中で、ほとんどの学校で、一人のお子さんに3人ぐらいの先生がつきっきりみたいな状況で教えていくというようなことも実習も含めて随分見てきたのですが、やはり一般図書のこの本が良いというリクエストがあるわけです。それは基本的には、その現場の先生方のそういうリクエストを最大限見えていく、認めていく。「ここがあるから駄目ですよ」ということではなくて、極力、先生方のご要望を聞きながら広げていっているという、そのような理解でよろしいでしょうか。

特別支援教育課長　　500冊はありますけれども、各学校から「この図書を一般図書として使いたい」という希望が挙がっている場合は、その理由をお伝えいただいて、きちんとヒアリングをして、それがその教科にとって教えるのに良い一般図書なのか、その子どものねらいと合っているのか、しっかり聞き取りを行って、リストに入れるようにしています。なので、一人ひとり個別教育計画をしっかり作って、何を目的に、目標にするかということも明確にした上で、その主たる教材として教科書を採択しているわけなので、そこが一般図書のとても良いところだと思っています。

下城委員　　他によろしいでしょうか。それではご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

教育長　　それでは、ただいまの定教第16号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員　　異議なし。

教育長　　ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き下城委員によろしくお願いいたします。

下城委員　　それでは次に、定教第17号議案に移ります。

定教第17号議案　　令和4年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書の採択について

説明者　　萩庭特別支援教育課長

特別支援教育課長 青いインデックス、定教第17号議案をご覧ください。本議案は、県立特別支援学校高等部で令和4年度に使用する教科用図書の採択につきまして、ご審議をお願いするものです。県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書も、毎年採択替えを行います。

はじめに、事務スケジュールについてご説明いたします。先ほどご覧いただいた青いインデックス、定教第16・17号議案関係の2ページをお開きください。「令和4年度使用教科用図書関係事務スケジュール」の下段、【高等部】についてご説明します。高等部についても、教育委員会4月臨時会で教科用図書採択方針などの決定をいただいた後、7月14日に、特別支援学校のPTAの代表者、特別支援学校長代表者等から構成された教科用図書調査委員会での議論を経て、議案として提案するものです。

では青いインデックス、定教第17号議案をご覧ください。1枚おめくりいただくと「採択教科用図書一覧（案）」です。さらに1枚おめくりいただき目次をご覧ください。1ページから18ページまでが「文部科学省検定・著作教科書」、19ページ以降が「一般図書」です。1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。「1 視覚障害教育部門」の検定・著作教科書です。視覚障がいの程度に応じて、高等学校に準ずる検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。令和4年度からは、新学習指導要領に対応した教科用図書を使用することになります。点字本の原典となる教科書が決定されましたが、点字本を発行する発行者については、一部を除いて公表されていません。そのため、点字本を発行した実績のある出版者に意向確認を行い、一覧表に掲載しています。3ページの通番44をご覧ください。発行者の略称の欄に「東書」[日点]の左に「予」と記載しています。これは、東京書籍株式会社の教科書を原典とした点字本について、発行者は未定であるが、日本点字図書館が発行の意向を示していることを表しています。正式な決定は8月中に発行者より通知される予定です。

1枚おめくりいただき、5ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」の検定・著作教科書です。高等部においては、高等学校に準ずる検定教科書と各教科や高等部専攻科の専門的な内容の教科用図書を選定しています。

次に10ページをご覧ください。「3 知的障害・肢体不自由・病弱教育部門」です。ここに掲載されているもののほとんどが、肢体不自由教育部門、病弱教育部門の知的障がいのない生徒が使用するものですが、音楽など教科によっては、知的障害教育部門の特別支援学校でも、採択希望が提出されています。

続いて一般図書です。19ページをお開きください。19ページから22ページが「1 視覚障害教育部門」です。まず、一般図書としての点字本の発行についてご説明します。教科用図書としての点字本は、点字本発行者が教科書目録に掲載されている教科用図書を原典として、点字本を発行しています。教科書目録に掲載されている教科用図書の改訂などがあつた際には、改訂前の教科用図書は絶版という扱いになりますが、新しい教科用図書を原典とした点字本が発行されるまでの間は、絶版になった改訂前の教科用図書を原典とした点字本を使用することとなるので、それは一般図書としての扱いとなります。19ページ上段、高等部「本科普通科・保健医療科」をご覧ください。教科用図書を6点掲載しています。これらは点字本の基となる原典の教科用図書

が絶版となり、教科書目録に登載されている検定教科書ではなくなったことから、一般図書の扱いとなります。以降については、本科保健医療科、専攻科の教育課程に沿った専門的な図書が選定されています。

続いて23ページをご覧ください。23ページから25ページまでは「2 聴覚障害教育部門」です。専門的な図書が選定されています。

続いて26ページをお開きください。26ページから43ページは、「3 知的障がいのある生徒用（各部門共通）」の一般図書です。内容は、定教第16号議案でご審議いただいた際にご説明した一般図書と同様の一般図書を採択案としています。以上が、定教第17号議案でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

下城委員 ご質問がありましたら、お願いします。

笠原委員 特別支援教育課長の説明で、定教第16・17号議案の高等部の会議日程、この7月14日の教科用図書調査委員会ですが、この中に保護者の代表の方が参加されていて、以前、保護者の代表の方の意見として、高等部の一般図書が、小学部・中学部の一般図書と、ほぼ同じになってしまう。もちろんそれは、そのお子さんの状況に応じた教科書ではあるけれども、高等部という、そここのところを捉えて、選定にあたることも必要ではないかというご意見があったかと記憶しているのですが、今年度、そういった点について、何か保護者の方からの意見や、全く違う視点からのご意見があったら、教えてください。

特別支援教育課長 今年度の調査委員会で、PTAの方からは、このようなたくさん教科書の中から子どもに合ったものを選んでいくのだということが分かったというご意見をいただきました。これまでにないわけではないのですが、ご意見の中に、500冊に限らず増やしていく予定はあるのかという、一般図書についてのご質問がありましたので、それについては、実情に合わせて今後検討していきますと回答しているところです。

笠原委員 特に本科保健医療科の図書は、1冊非常に高価です。以前金額が書いてあったので、1冊、1万円以上するというのは分かっていたのですが、最近その価格というのはかかってと変わっていないのですか。内容等について、教えてください。

特別支援教育課長 価格の上昇などについては、ただいま手持ちの資料がありません。

笠原委員 また後ほど、教えてもらえれば。

特別支援教育課長 分かりました。

下城委員 他にご質問はよろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

学校（全日制）進学者」と、その更に三つ下の「高等専門学校進学者」を合わせたもので、人数は58,818人、構成比は90.3%で、前年度に比べ、人数は1,939人の減少、構成比では0.2ポイント低下しました。概要は以上です。なお、お手元に「令和2年度公立中学校等卒業者の進路の状況」として、調査結果全体をまとめたものをお配りしていますので、後ほどご覧いただければと思います。私からの説明は以上でございます。

下城委員 それでは、ご質問がありましたら、お願いいたします。

教育長 詳細は今後というところはあるのだらうと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響、その辺については、どういうふうに見ていますか。

高校教育課長 新型コロナウイルス感染症の影響については、ある程度、影響が出るのではないかという想定のもと、データを見させていただいているところですが、例えば県外の私学への進学率等は、やはり通学の不安等を踏まえて若干減少するのではないかという予測も事前には持っていたところですが、本日お配りしている資料の中にも、県外の進学者等をまとめた資料もありますが、微増ということで、こちらの方、減少の傾向ではないというところですが、それから、オンラインでの学習等の効果というところでは、通信制課程での増加というところが見込まれるかと思っていたところですが、通信制課程については、県外の広域通信制を中心として、今までずっと増加の傾向できておりまして、今年度もそこは増加の傾向ではありますが、全体を見ると、新型コロナウイルス感染症による生徒の進路選択における昨年度との違いというのは、今回の結果だけを見ている限りでは、そう大きく現れていないという見方をしているところですが、

河野委員 今、お話の中にも広域通信制が増えているというのが出てきていて、多分、資料を拝見すれば細かいことも書かれているのかと思うのですが、その増えている背景や理由など、何かその辺読めるものがあれば教えてください。

高校教育課長 県内の通信制課程、公立等は、決して通信制の増加が著しいというわけではありません。通信制の増加自体は、全体を見ると、県外の通信制の増加の率が非常に高いので、恐らくは、広域通信制を選んでいる生徒が増えているのではないかという見方をしています。広域通信制は、それぞれの学校に特徴がありまして、特に不登校傾向がある生徒などが、地元の比較的近い所の学習センターで学ぶといった学び方も出ています。それ以外には、部活動や芸術的な活動など、そういったことをやっていく上では、広域通信制の方が自分の目指している活動がしやすいというところもあり、生徒自らが多様な進路選択の中で、積極的な理由で選んでいるという傾向が見られるのではないかと、そういったことで、近年、広域通信制を中心に、生徒の選択肢の一つとして、希望する生徒が非常に多くいるという見方をしているところですが、

下城委員 他によろしいでしょうか。

今の質問に続けて、広域通信制が増加傾向にあるというのは、教育の多様性ということを考えて、これは神奈川県に限らず各県共通です。ただ、もしかすると、その不登校などということ言えば、地元の学校が荒れているからという、これは神奈川県の方の責任にも少しなってくるかもしれないので、そこは少し考えなければいけないと思いますが、その前の教育長の質問にありましたが、コロナ禍で県外の高校に行く、全日制の高校に行くのが減ると思っていたら、それほど減らなかったというのは、やはり神奈川県というのは東京に隣接しているわけですが、一方で地方圏というか、その特色もあって、どうしても首都圏に出たい、出たいという思いが強くて、コロナ禍ぐらいではそう減らなかったという理解でよろしいのですか。

高校教育課長 交通事情というところもあるかと思います。特に川崎のエリアですと、本当に東京と交通の便、行き来が非常に良いので、もともと東京の私学希望の生徒の数自体が多いのです。なので、そういったところは、あまり大きな影響にはならなかったのではないかという見方をしているところです。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ報告1については以上といたします。
次に報告2に移ります。

報告2 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

説明者 市川企画調整担当課長

企画調整担当課長 赤色のインデックス報告2をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応についてとりまとめたものですが、今回は教育委員会7月定例会以降の対応について、ご報告いたします。

飛びまして8ページをご覧ください。「(1) 県立学校及び市町村立学校の対応について」です。「ウ」ですが、7月16日に、県対策本部会議において、「神奈川県版緊急事態宣言」を発出し、7月22日から、現在のまん延防止等重点措置の中で最大級の対応を図り、緊急事態宣言と同等の措置を講じることとなったことから、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保し、学校の教育活動を継続するため、特に以下の点に留意して、感染防止対策を強化・徹底しながら対応していくこととし県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえた上で、引き続き緊張感を持ちながら、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう依頼しました。

【感染防止対策の強化・徹底】についてです。「(ア) 部活動等における感染防止対策の徹底について」です。○(丸)の二つ目をご覧ください。熱中症のおそれがある

場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させることとします。二つ飛びまして、登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること、下校途中での飲食はしないことについて指導を徹底することとします。「(イ) 教育活動外の行動に係る指導について」です。夏季休業期間中であり、教育活動外の生徒の行動が活発になることが想定されることから、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されていることも踏まえ、そうした感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えることについて指導します。オリンピックは、自宅で家族等少人数で応援し、友人の家などに集まっての観戦は行わないよう指導することとします。「(ウ) 家庭における感染防止対策に係る協力依頼について」です。県立高校等で感染が判明した生徒の感染経路のうち、最も多くを占めるのが家庭内感染であることから、各学校においては、旅行や帰省などで県境を越える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼することとしています。なお、上記以外の学校の教育活動等に係る取扱い等については、令和3年7月9日付け教育長通知によることとしています。

10ページをご覧ください。「エ」ですが、7月30日に、特措法に基づき、本県を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から8月31日までとすることとされたことを受け、知事からの協力要請により、県教育委員会として、緊急事態措置期間中の教育活動等について以下のとおり対応していくこととし、同日に「緊急事態宣言に伴う県立高等学校等の教育活動等について」等を県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校における児童・生徒等への対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請しました。

【緊急事態措置期間中における教育活動等】についてです。「(ア) 部活動について」です。緊急事態措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で実施し、感染リスクの高い活動は行わないこととします。以下、資料の記載のとおりです。緊急事態措置期間中は、県内の大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定します。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定することとなっています。合宿及び県外遠征については、中止とします。大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認めます。その際も、感染防止対策を徹底することとします。熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させることとします。「(イ) 学習活動について」です。補習等の学習活動については、感染防止対策を徹底して実施します。「(ウ) 学校説明会等について」です。各学校で開催する学校説明会等については、感染防止対策を徹底した上で実施することとします。なお、夏季休業期間終了後の教育活動に

については、今後の感染状況等を踏まえ、朝の時差通学の継続及び短縮授業の導入等を基本に、別途、対応を検討し、各学校へ示すこととしています。

「(2) 県立社会教育施設の対応について」です。「ウ」をご覧ください。7月16日に、「神奈川県緊急事態宣言」が発出されたことを受け、感染症の拡大防止に最大級の対応を図り、その対策を徹底するなど、引き続き緊張感を持ち、同様の対応を継続して行うこととしました。「エ」ですが、7月30日に、特措法に基づく緊急事態宣言を受け、強い危機感を持って、感染症の拡大防止対策を徹底し、8月31日まで、同様の対応を継続して行うこととしました。

12ページをご覧ください。「5 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応していきます。特に、今後、変異株（デルタ株）への置き換わりが進むことが、国により想定されていることを踏まえ、県立学校においては、感染防止対策をより一層徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施していきます。

また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、万全な感染防止対策を徹底し運営していきます。

13ページをご覧ください。13ページ以降の「参考1」「参考2」「参考3」については、後ほどご覧いただければと思います。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は、以上になります。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは私からよろしいですか。14ページの表なのですが、月別感染者数ですよ。7月を見ますと、217人という数字になっていて、これは今年1月、12月、1月をまたいで、大きく数が増えて驚かされたときの数字にも迫る数字。しかも、7月の当初そんなに増えてきていないという風潮だったものが、恐らく後半に非常に急激に膨らんでしまったという。新聞報道などでも、高校野球の神奈川、東海大学付属相模高等学校で、部員16名でしたか、17名でしたか、クラスター発生というようなことがあったと聞いています。現在の感染状況、県教育委員会として、学校に関しては今ご説明にあったように、まん延防止等重点措置のところから、特に学校は緩めたということではなく、最高度の緊張、対策の下に進めてきて、夏休みに入ってしまったのですが、今回の緊急事態宣言に至っていると理解しているのですが、それでもやはり増えてしまっているとしたら、原因というのは何か見当はつくのでしょうか。いかがでしょうか。

指導部長

この間の県立学校の、高校、中等教育学校、特別支援学校の児童・生徒の感染状況で見てきたところ、以前は、感染経路で判明している部分で、家庭内感染の割合が最も高いところでした。ここ最近、経路不明の感染の割合が高まってきています。状況が変わってきているということです。県内の、県民の皆さんの感染状況が、このところ非常に増えている状況があって、それに応じるようにと言ったらいいのか、県立学校での感染者もかなり増えている状況があります。学校内で大きなクラスターなどが発生している状況ではないので、ばらばらといろいろな学校で子どもたちが感

染しているという状況が、日々起こっている。その感染経路が、今、保健所等の調査の結果をいただいているところでは、経路不明が非常に増えているというところがありますので、校内での感染防止対策ということでは、より一層徹底を図りながらやっているところではあるのですが、どこで感染したか分からないけれども感染をしているという状況があるというところで、なかなか学校の中だけで防いでいくのは難しいところがあるという実感を持っているところです。

下城委員

最低限、教育活動の中でクラスターになってしまうということだけは防がなければいけないと思っているのですが、それはできているということで、全県的に今増えている状況の中で、この数字ということです。10代相互の感染ももしかするとあるかもしれないけれど、学校教育活動ということではない、特定されていないということです。他によろしいでしょうか。

吉田委員

少し補足させていただきます。非常に数が増えて大変なとき。今夜（8月3日）6時から県立の病院協会が主幹して、新型コロナウイルス対策会議というのを行政、県とあるいは医師会、いろいろな形での会議をやったりもするのです。一つロジカルな話ではないのですが、新型コロナウイルスをもともとと言われていた風邪のウイルスの悪玉、本当にそういったタイプと考えれば、風邪を引いたときに、だいたい子どもから移されたとか、あるいは配偶者から移された、友達から移された、いろいろな言い方をするけれど、ほとんどのケースは誰からか分からない。だから、案外これから先は、経路をとという考え方は少し考えにくいかもしれない。水疱瘡と同じぐらいの感染力があるとなったら、本当にどこから、誰から移った、あるいはそういったクラスターなんて、あまり意味がないのかもしれないというふうに思わなければいけない。ワクチンのおかげで確かに高齢者（の感染）がぐっと少なくなっています。20代、30代ぐらいが中心となってきて、そうなってくると、18歳ぐらいまでの子どもたち、県立学校に通っている子どもたちの感染も結構あり得るはず。一つ気になるのは、やはり若者の場合は症状が軽い。「ステルスPCRプラス」というふうに呼ばなければいけない。ステルス戦闘機はレーダーに映らない。そういった引っかかってこないような子どもたちが結構多いのではないかという形で、高校生に対してではないですが、抗原検査キットというのは、これから県知事から、あるいはいろいろな形で広めようとしている。有症状者と言っても、39度、40度ではない、37度ぐらいの熱があつて体がだるい、そう言えば少し咳をするぐらいかなという若者たちにアンケートをとると「こういう状態で学校に行きますか、会社に行きますか、休みますか」と聞くと「いや、これぐらいだから会社に行きます、学校に行きます」と大体答える。こういった人たちの中かなりのパーセンテージで、やはりPCR検査をやるとプラスになる人がいる。放っておけば、そういった人たちが学校に行つて、会社に行つて、いろいろ広げてしまうのだという現状があるので、こういった人たち、こういった年代の人たちに、自宅で行える抗原検査キットというものを配つて「もしその抗原検査を自分でやって、それがプラスになったら学校を休みますか、会社を休みますか」というと「さすがにそれがプラスと出たら休みますよ、きちんとした形での正式な検査を受け

ますよ」というような動きになっている。ですから、これから先、神奈川県としては、いち早く検査キットを配布して、そして比較的若い世代、恐らくその一部には、高校生までそのキットを配れるかどうかはまだはっきりしていないのですが、そういったことによって防止策、これからいろいろな策を検討していく、そのようなことを考えている、そういった昨今です。

下城委員 他に。

教育局長 少し県の動きを補足させていただきます。今、吉田委員のお話にあった抗原検査キットの話、国の対処方針に打ち出されて、それを受ける形で、先日の県コロナ対策本部会議でも議論は進めています。国の動きを踏まえてということになっておりますので、今ご示唆いただいたような話も含めて、対応することを考えております。私どもとしてはそれまでの間、9ページのところにも書いてありますが、感染防止対策の強化・徹底ということで、吉田委員のお話のとおり、少し症状が悪いときに学校に来てしまう、それを止めなければいけないということで、これは健康医療局とも何度も何度も事前に打合せをした中で、まずはそのところの指導の徹底と、発熱等の症状が見られる場合には、登校せずに休養するとともに、医療機関を受診するよう指導する、この指導の徹底を、まずは私どもとしては、繰り返し担任等を通じて行っていくというところ です。

吉田委員 もう一つ言い忘れていたことですが、もともと我々がウイルス学というものを学ぶにあたって、乾燥していて寒いときにウイルスは元気なのです。だから、その理屈でインフルエンザは冬に多い。こんなに暑くて、こんなに多湿で、これだけ新型コロナウィルスがバリバリ元気だということ自体が、もう既にかかなり変異を起こして、伝染しやすいというそういったタイプなので油断がならない、そういった思いでやはり接していかなければいけないので、今までよりも更に一步前進した倫理感を持って、やはり我々は行動すべきと思っているところです。

下城委員 他に。河野委員。

河野委員 今、話にも出ているように、注意しても注意しても感染するケースもあるかと思うのですが、例えば何か先ほど運動系の話が出ましたけれど、チームで動いていて、自分が感染してしまったためにチーム全体で控えなければいけないとか、またはクラス全員で何かを控えなければいけないということがあったときに、感染した苦しさや精神的な責任感による辛さというのがあるのではないかと思うのですが、その辺りのクラスの受入れ方の教育というか指導というのは、どんなふうになっているのでしょうか。これだけ数が増えてくると、そういう受入れ方というのが大切かと思うのですが、いかがですか。

指導部長 学校においては、まずこのウイルスは、いつ誰が感染するか分からない、誰でもか

かる可能性のあるものですということを前提に、子どもたち、保護者の方も含めてなのですが、文書等そういうものもお配りしながらお知らせをし、ご理解をいただくようお願いをしているところです。また、その中では当然個人情報の扱いや、そういったことも併せてお願いをしているところなのですが、いつ誰がかかってもおかしくない、そういう感染症であるということを踏まえて、誰かがかかった、そのことによって、影響を受けることはあり得るわけですが、それは感染のまん延を防ぐというところで、必要な対応としてやっているわけですが、そういったことで、その感染をしてしまった子が大きな責任を感じるのは、なかなか止められない部分はあるかと思うのですが、周りがそういうことを責めたりすることがないような指導は、重ねてやってきているところです。

また、今夏季休業期間中ということもあって、課業期間中とは状況が異なっているため、例えば生徒一人の感染が出たところで、保健所による濃厚接触者の特定等が、今時間がかかる状況もありますが、その生徒の学校への登校状況等によっては、教育活動を止める必要がないと学校と私ども教育委員会とで確認をして判断をする、そういうケースもあります。例えば、部活動に入っていない生徒で、登校していないような状況があれば、接触している可能性がある生徒や教職員はいないわけですので、そういう状況の確認をした上で、教育活動は部活動等を含めて継続していく、そういったことも、可能な範囲の中ではやらせていただいているところです。

河野委員

私は9月以降もまだまだ注意が必要という思いの中で、少し先のことも含めて発言しました。本当に難しいと思うのですが、誰もがということで、和らげてしまうと、また一人ひとりの注意の意識がというのがありますが、逆にそこで不適切な行為を行ったためにかかったかどうかというのは判断が難しいところなので、本当に難しいと思うのですが、先生方のマネジメント力によるのだと思うのですが、その辺りのサポートが必要なのではと思いました。感想です。

下城委員

他に。吉田委員。

吉田委員

そういった柔軟な対応も改めてお願いしたいと思っています。最大の例が、鳥取県の野球部でした。野球部と全然関係ないところの誰かにプラスが出たから、甲子園を辞退しなければいけないということがあって、周りの県から「いや、そんな必要はないよ」と、ちゃんと試合を組んでくれた、そういった素晴らしいことだったと思う。やはり、我々県教育委員会としても、決まりきったそういったような形、「石頭のこんこんちきの教育委員会が」などという表現にならないでいいように、やはり柔軟な対応で子どもたちの努力、いろいろ形でそういったことを認められるような、そういった神奈川県であってほしい、そんなふうに思っています。

下城委員

本当に高校生たちは、去年も、そして今年も、修学旅行もそれから学校行事もないという中で、もうこんなに我慢して頑張っている。恐らく先生たちも同じで、医療従事者と一緒だと思うのですが、こんなに自分たちは我慢させられて、なお、まだこれ

からもっと大きな波がくるかもしれないと言われている状況の中に置かれていると思います。不憫で不憫でしょうがないのですが、とは言え、教育委員会ですので、やはり大人として、しっかり手本を示していかなければならないところは、きちんとこれからも厳しく進めていきたいと思います。

他によろしいですか。それでは、他にご質問がなければ、進行の関係から日程第2の報第5号に移ります。

報第5号

令和3年度神奈川県教育委員会表彰（優良PTA神奈川県教育委員会表彰）について

説明者 河田生涯学習課長

生涯学習課長 赤色のインデックスの報第5号をご覧ください。令和3年度神奈川県教育委員会表彰（優良PTA神奈川県教育委員会表彰）について、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により教育長が事務を臨時に代理し、被表彰団体を決定しましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の（3）の規定に基づきご報告するものです。

それでは、この表彰の概要についてご説明いたします。報第5号関係をお開きください。本表彰は「1 趣旨」のとおり、PTA本来の目的及び性格に照らし、優良な実績を上げているPTAを表彰するものです。「2 導入年度」及び「3 表彰の対象」については、資料記載のとおりです。「4 推薦の基準」ですが、資料に記載をしている、組織、運営及び活動に係る要件を満たす団体であることとなっております。

2ページをお開きください。「5 審査手続」ですが、今年度は2月に各市町村教育委員会等へ推薦を依頼し、5月に42団体の推薦がありました。6月に選考委員会を開催し、審査した結果、42団体全てを被表彰候補とすることが適当である旨の報告がなされました。この報告を受け、42団体を被表彰団体とすることを教育長が決定したものです。また、「6 過去の表彰状況と今年度の推薦状況」については、3ページに記載のとおりです。3ページの上の表が〈機関・団体別内訳〉、下の表が〈校種等内訳〉となっておりまして、いずれも1番右の列の太枠部分が、今年度の被表彰数となっております。

2ページにお戻りいただき「7 今後の予定」ですが、感染症拡大防止策に万全を期した上で、9月2日木曜日に、県庁本庁舎3階大会議場で表彰式を行う予定です。ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により変更することもあります。

それではここで、今年度の被表彰団体の取組を2団体ほど紹介させていただきたいと思います。報第5号の資料にお戻りをいただき、4ページをお開きください。小学校で特色のある団体として、4ページの「番号26」葉山町立一色小学校PTAをご紹介します。こちらは、活動が制限される中でも、様々なイベントを企画、実施しました。また、地域の方々の協力を得て、校庭で「PTAミニ田んぼ」を実施するなど、

コロナ禍だからこそ、地域との繋がりを大切にして、充実した活動を行いました。

次に中学校につきましては、3ページにお戻りいただき、「番号11」川崎市立今井中学校PTAです。既存の委員会の改編を行い、保護者・教職員が参加しやすい環境を整備するとともに、新型コロナウイルス感染防止対策として、ガイドラインを作成し、オンラインによる役員会の開催やSNSで委員への連絡を行うなど、コロナ禍でも、多くの保護者や教職員がPTA活動に参加しやすい環境づくりに努めました。以上、2団体をご紹介しましたが、3ページから5ページに、全ての被表彰団体の取組を掲載していますので、後ほどご覧いただけたらと思います。報告は以上でございます。

下城委員

ご質問をお願いいたします。

では、私からよろしいですか。表彰数は例年どおりか、少し多いのかなということですが、内訳を見ますと、今ご紹介いただいた二つもそうなのですが、やはり「コロナ禍でできること」という文字が目立つと思います。今ご紹介していただいたのも、恐らく何かの学校行事、もしかしたら修学旅行かもしれませんが、できなくなったところを、子どもたちをそれでも落ち込ませないように、何とか盛り上げてあげようということで、地域も一緒になってということだったのではないかと推察しますが、ずっと言ってきましたけれど、これだけコロナ禍も長くなりますと、高校生もうさすがに自分たちが何とか、この何もできない状況の中で、何かどうにかしなければならぬという、むしろ逆に自主性、教育で一番大事な自主性がむしろ芽生えてきて、やらされたものをやるというのではなくて、自分たちで何とかしよう、自分たちで何とか学校を盛り上げよう、楽しくしようという気運が出てきたというのはあちこちの学校から聞いています。PTAも同じことなのだろうと思います。教育委員会としてはもう本当にウェルカム、こういうものこそ頭の固い教育委員会じゃなくて、大歓迎したいというふうに思っているのですが、こういうものを積極的に挙げていただくということでもって、何か特に今回推薦の目玉にしたなど、そういうことがあるのでしょうか。それとも、自生的にというか、自発的に、どんどん挙げていただいたものが、実はこんないいものだった、いいものがあつたと挙げていただいたものが結果としてこうなっているのか、少し教えてください。

生涯学習課長

今回の表彰は令和2年度の活動状況が対象となりまして、下城委員ご指摘のとおり、令和2年度はコロナ禍等ということがあって、その中で今回表彰を挙げていただくに当たっては、コロナ禍で工夫した活動や、また、コロナ禍で活動や事業はできなくても、令和3年度に向けて何か話し合ったなど、新しい生活様式に合わせるなどの活動を前向きに行っていた、そういうことについても評価の対象としていますので、是非挙げてくださいと呼びかけをさせていただいたのが、今回の工夫になります。

下城委員

全部の学校ができたというわけではないと思いますので、是非こういうことを、表彰式も含めて各学校に広げていただいて、自分たちもやってみようかという気運に繋がるように、この後も広報の努力をお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

河野委員 二つあります。一つは、今回提出された全てを表彰するという事だったと思うのですが、過去において漏れてしまったというような状況のところがあれば、その理由を教えてくださいたいと思ったのが一つです。二つ目ですが、今回これを拝見すると、やはりICT、WEB、SNS等がやはり多く見受けられるのですが、各家庭で全員が対応できるのか、少し格差も出てきている中でもあって、もしかすると非常に苦勞して進められたというところもあると思うので、希望なのですが、上手くできたというよりも、苦勞してこうなったというようなところが見えてくるといいなと思ひまして、チームの中でこうしたのだとか、何かそういうところも共有できると、他のところの参考にもなるのかなという感想を持ちました。要は、やった、上手くいったというだけでなく、相当苦勞もあると思うので、そこのところも少し光を当てて共有できたらなという感想を持ちました。一つは質問なのでお願いします。

生涯学習課長 一つ目のご質問が、これまでに推薦された団体が表彰から漏れてしまったことがあったかどうかということだと思ひのですが、表彰を挙げていただいたもので漏れたというものはありません。

河野委員 分かりました。逆に、漏れる要素というのは何かあるのですか。事実と違つた等、そういうことになりますか。

生涯学習課長 例へば一つあるのが、これは恐らく推薦の前に確認されることだと思ひのですが、条件として、発足してから3年を経過しないPTAについては推薦は控えていただくということがありますので、そういうところが、もしかしたらご存知なくて挙がってくる可能性はありますが、今のところはそういうこともありません。

河野委員 人数や規模等、何かそういうことでの漏れはないということですね。分かりました。

下城委員 他によろしいでしょうか。それではご質問がなければ、次に、日程第1の定教第18号議案に移ります。

定教第18号議案 神奈川県指定重要文化財の指定について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長 それでは、神奈川県指定重要文化財の指定についてご説明いたします。青のインデックスの定教第18号議案をご覧ください。資料に記載はありませんが、本件は、令和3年3月24日の教育委員会において、委員の皆様にご報告しました神奈

川県立図書館・音楽堂の県指定重要文化財の指定に関するものです。今回の提案理由ですが、議案下段の（提案理由）に記載のとおり、県文化財保護条例に基づき、県文化財保護審議会に諮問したところ、県指定重要文化財として指定することが適当であるとの答申をいただきましたので、指定について提案するものです。

青のインデックスの定教第18号議案関係をご覧ください。県文化財保護審議会会長から、県教育委員会教育長に宛てられた答申の写しです。それでは、答申の内容について、ご紹介いたします。名称は、神奈川県立図書館・音楽堂、指定種別は建造物です。

裏面2ページ「指定理由書」をご覧ください。「1 所在地」は横浜市西区紅葉ヶ丘、「2 所有者」は神奈川県、「3 管理者」から「8 施工」までは資料記載のとおりです。「9 概要」です。神奈川県立図書館・音楽堂は横浜市西区紅葉ヶ丘に所在する県立施設で、管理者は、図書館が神奈川県立図書館、音楽堂が公益財団法人神奈川芸術文化財団となっています。「(1) 沿革」から「(3) 建物の特徴」までは資料記載のとおりです。

6ページの中程をご覧ください。「(4) まとめ」です。神奈川県立図書館・音楽堂の歴史的及び文化財的な価値をまとめると、次のとおりとなります。第一に、当時の神奈川県知事内山岩太郎が戦後復興のために推進した文化政策の一環として、当時の近代美術館に次いで建設され、竣工後66年を経過した現在でも当時の姿を維持しながら、多くの県民に親しまれ、愛されてきた戦後史の証人であり、高い歴史的価値を持ちます。第二に、近代建築の巨匠として世界的に知られるル・コルビュジエに学んだ前川國男が手掛けたモダニズム建築であり、戦後わが国に積極的に試みられ、普及していく軽快で透明感のある機能性を重視したモダニズム建築の最初期の代表作です。また、前川が昭和35年（1960）頃まで建築の工業化をめざして展開していた「テクニカル・アプローチ」という方法論による典型例でもあり、明快な構造表現とともに多様な工業製品の使用が外観のデザインに端的に表現されています。第三に、図書館は、後に前川が手掛けた国立国会図書館に受け継がれる「中央書庫式」を採用するなど、全国に建設された図書館建築における一つの範となっています。第四に、音楽堂は、当時、国内に前例がない中、イギリスのロイヤル・フェスティバル・ホールを参考にコンサート専用ホールとして建設され、観覧スペースであるオーディトリウム内部には木材を用いて極めて優れた音響効果を実現するなど、現在でもわが国を代表する音楽専門のホールとして重要な位置を占めています。これらのことから、神奈川県立図書館・音楽堂は、本県にとって貴重な文化財であります。答申の内容は以上です。

なお、本件について、ご議決いただいた場合には、神奈川県公報に登載された段階で、正式な指定となります。また、本日（8月3日）、県政記者クラブに対し、当該物件の指定について参考資料送付を行う予定としています。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

下城委員

ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

高校生の総合学習の発表会などで、何度か使わせていただいたことがあります。とても素敵な趣のある建築物です。

河野委員 指定されたことによって、使う側にとって何か難しくなることがもしあれば教えてください。注意すべきことが増えるとか、そういうことです。

文化遺産課長 一つあるのは、県指定重要文化財については、現状を変更する改修工事等を行う場合には、県の文化財保護条例に基づいて、県教育委員会の現状変更の許可が必要になります。そういった形で文化財を保護するための制限というのは一定かかるというものはあります。

河野委員 先ほど下城委員がおっしゃったように、日常的にこちらを使うこともあるのだと思うのですが、その場合、何か制約がかかったりですとか、出てくるのでしょうか。

文化遺産課長 館の運営上、利用者に対する制限みたいなものですか。

河野委員 はい。

生涯学習課長 文化財を損ねるような、建物を損ねるような使い方というのは想定をしておりませんので、来館者の方が通常どおり、今コロナ禍ですが、安全・安心に快適に使っていただくというところで、特に文化財を何か傷めることがなければ、通常どおりの使い方方で問題ありません。

河野委員 分かりました。

下城委員 修理が大変なのですよ。指定されると、全く同じ材料で修理しなければいけないということになって、私は熊本出身ですが、熊本城がそれで大変らしいです。
佐藤委員。

佐藤委員 県立の建物あるいは構造物が指定重要文化財になることは、今までもあったのでしょうか。

文化遺産課長 県所有の指定文化財建造物というのは今までもいくつかあって、例えば県所有で、県の指定の重要文化財の建造物としては、一つ、旧横浜居留地48番館というのがあります。少し名前だけでは分かりにくいのですが、実は神奈川芸術劇場（K A A T）の敷地の一角に、今、その48番館という建物が保存されていて、見られるようになっています。そこが一つ、県指定の重要文化財となっています。他にも国指定の重要文化財では、歴史博物館、旧横浜正金銀行の本店本館ということで国指定になっています。他に、あとは箱根ですが、国道一号線の函嶺洞門や千歳橋、旭橋、それから、すぐ隣ですが、神奈川県庁舎、本庁舎はつい先日、国指定の文化財建造物に指定されたというものがあります。

下城委員 他によろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの定教第18号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員よろしくお願いいたします。

下城委員 では、次に定教第19号議案、定教第20号議案及び定教第21号議案に移ります。
ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育監、副局長、総務室長、行政部長、支援部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長、教職員人事課長、特別支援教育課長を指定します。

(11時33分非公開の会議に入り、12時05分公開の会議に戻る)

教育長 それでは、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和3年8月3日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第19号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第20号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第21号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。